

青森県報

第二千四百二十八号

平成十七年
一月十四日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
右 同.....	(同).....	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同).....	二
保安林の指定.....	(林政課).....	二
道路の区域の変更.....	(道路課).....	二
道路の供用の開始.....	(同).....	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経理課).....	三

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表.....	(総務学事課).....	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(医療業務課).....	四
地域森林計画の公表.....	(林政課).....	四
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課).....	四
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	五
土地改良事業計画変更の認可.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	五
選挙管理委員会.....	(事務局).....	六

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....

告 示

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社博愛会 サービスセンター	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西村 井六の五	博愛会デイサービスセンター	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西村 井六の五	平成 一七・一・四
有限会社みやま レ・シーオン	南津軽郡田舎館 村大字畑中 野一三八	グループホーム おのえ	南津軽郡尾上町 大字原上原二 四の二	一六・三・一〇
社会福祉法人 延寿福祉会	上北郡六ヶ所村 大字泊字村ノ内 五七の七	痴呆性老人 グループホーム ぼんぼん	上北郡六ヶ所村 大字泊字川原一 三九六の一	一六・三・一六

青森県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したため、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
医療法人みらい会	医療法人みらい会	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山三七の五	訪問看護ステーションなごみ	訪問看護ステーションなごみ	南津軽郡尾上山大字李平字上山崎五四の一	平成 一六・〇・二七
有限会社博愛会ケアサービスセンター	博愛会居宅介護支援事業所	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	平成 一七・一・一四

青森県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所在地	廃 止 年 月 日
医療法人みらい会	医療法人みらい会	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山三七の五	訪問看護ステーションなごみ	訪問看護ステーションなごみ	南津軽郡尾上山大字李平字上山崎五四の一	平成 一六・〇・三

青森県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
北津軽郡市浦村大字相内字相内三四九の三（次の図に示す部分に限る。）、三四八、三四九の五
 - 二 保安林指定の目的
公衆の保健
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年二月十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二八〇号	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から	後	前	一七・〇〇メートルから	四七・〇〇メートル	
			東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の八三まで	東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の八三まで	後	前	一三・〇〇メートルから	六六・〇〇メートル	
2	県 道	林五所川原線	西津軽郡木造町大字出野里字泉田三の三から	西津軽郡木造町大字出野里字泉田三の三から	後	前	六・五〇メートルから	七四・〇〇メートル	
			西津軽郡木造町大字出野里字山吹一の五まで	西津軽郡木造町大字出野里字山吹一の五まで	後	前	二六・六〇メートルから	七四・〇〇メートル	
3	県 道	倉石五戸線	三戸郡五戸町大字倉石又重字和台一の一から	三戸郡五戸町大字倉石又重字和台一の一から	後	前	一三・〇〇メートルから	三四・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字倉石又重字和台五六の一まで	三戸郡五戸町大字倉石又重字和台五六の一まで	後	前	三三・二〇メートルから	三四・〇〇メートル	
4	県 道	名川階上線	三戸郡名川町大字剣吉字小沢田七の二から	三戸郡名川町大字剣吉字小沢田七の二から	後	前	六・五〇メートルから	一三四・〇〇メートル	
			三戸郡名川町大字剣吉字小沢田一二の七まで	三戸郡名川町大字剣吉字小沢田一二の七まで	後	前	九・〇〇メートルから	一三四・〇〇メートル	

青森県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年二月十三日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二八〇号	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一の一まで	平成一七・一・一四

県道	路線名	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
林五所川原線	西津軽郡木造町大字出野里字泉田三の三から	後 前	六・五〇メートルから 二六・六〇メートルまで	七四・〇〇メートル	
倉石五戸線	三戸郡五戸町大字倉石又重字和台一の一から	後 前	一三・〇〇メートルから 三三・二〇メートルまで	三四・〇〇メートル	
名川階上線	三戸郡名川町大字剣吉字小沢田七の二から	後 前	六・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで	一三四・〇〇メートル	

青森県告示第二十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年一月十四日

第二号の表中

下前漁業協同組合
小泊漁業協同組合

北津軽郡小泊村字下前
北津軽郡小泊村字大山長根

を削る。

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十六年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

乳房X線撮影装置システム一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東道道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年十二月十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社八甲メディカル

青森市自由ヶ丘二丁目二〇〇四〇

六 契約金額

八千六百七十三万円

七 随意契約の理由

一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十六年十月二十九日

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成十七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森

北部土地改良区の定款の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天満下土地改良区の定款の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、青森北部土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、蓬田村土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十七年一月四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
三浦武昭後援会	奈良岡 文英	山内友市	南津軽郡常盤村大字常盤字一西田二二三の七	平成 一六・三・三
長坂良治後援会	福沢一男	福沢一男	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町一三八の二	一六・三・二七
西崎さとし後援会	山本政廣	工藤博利	西津軽郡深浦町大字鱸作字下清滝一五	一六・三・二七
立花敬之後援会	柳沢喜一	花田 均	八戸市大字売市字観音下五六の一七	一六・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党青森県第4区総支部	主たる事務所所在地	弘前市大字北瓦ケ町二三	弘前市大字代官町四九の二	平成 一六・三・二
公明党青森県本部	会計責任者	伊吹 信一	原田 一紀	一六・三・二三
社会民主党青森県第二区支部連合	会計責任者	奥 幸作	瀬川 武夫	一六・三・二七
社会民主党青森県連合	代表者	渡辺 英彦	今村 修	一六・三・二七
	会計責任者	田沢 昌弘	神 喜美雄	一六・三・二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
東日本匡愛会	主たる事務所所在地	八戸市大字岩泉町四の七	八戸市類家四丁目一の八	平成 一六・三・一
三浦武昭後援会	代表者	奈良岡 文英	三浦 二郎	一六・三・二三
青森県歯科医師連盟	主たる事務所所在地	青森市青柳一丁目三の一	青森市青柳一丁目二の九	一六・三・二七
加藤とし子後援会	主たる事務所所在地	弘前市大字南城西一丁目四の一八	弘前市大字城西二丁目一〇の九	一六・三・二七
中原爽青森県後援会	主たる事務所所在地	青森市青柳一丁目三の一	青森市青柳一丁目二の九	一六・三・二七
長坂良治後援会	代表者	福沢 一男	村上 馨	一六・三・二七
	会計責任者	福沢 一男	長坂 進	一六・三・二七

長坂良治後援会		代表者	福沢 一男	村上 馨	一六・三・二七
青森政経懇話会		主たる事務所の所在地	青森市大字油川字船岡四五の一	青森市大字浦町字奥野三三三の一四	一六・三・二六
川村まさる後援会		主たる事務所の所在地	青森市大字油川字船岡四五の一	青森市大字浦町字奥野三三三の一四	一六・三・二六
代表者	川村 光子	代表者	鳴海 靖久	代表者	一六・三・二六
会計責任者	川村 智	代表者	川村 和昭	代表者	一六・三・二七

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
三浦武昭後援会	平成一六・一〇・三〇	平成一六・三・三
平野良一を支える会	一六・三・四	一六・三・二七
長坂良治後援会	一六・三・二七	一六・三・二七

長坂良治後援会	一六・三・二七	一六・三・二七
青森県水落敏栄後援会	一六・二・三〇	一六・三・二六
川村まさる後援会	一六・三・二六	一六・三・二六
立花敬之後援会	一六・三・二八	一六・三・二八
ひらさわ敬義後援会	一六・三・二七	一六・三・二八

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
田名部 匡代（衆議院議員）	東日本匡愛会	主たる事務所の所在地	八戸市大字岩泉町四の七	八戸市類家四丁目一の一の八	平成一六・三・一
川村 智（青森市議会議員）	青森政経懇話会	主たる事務所の所在地	青森市大字油川字船岡四五の一	青森市大字浦町字奥野三三三の一四	一六・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

立花 敬之 (八戸市議会議員)	届出者の氏名 (公職の種類)	資 金 管 理 団 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
立花 敬之	立花 敬之 後援会	立花 敬之	八戸市大字売市字観音 下五六の一七	平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 六	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭